

特定地域型保育事業の認可及び利用定員の設定に係る 意見聴取について

○子ども・子育て支援新制度では、小規模保育事業を含む家庭的保育事業等を市町村による認可事業として、児童福祉法に位置付けています。

■児童福祉法

第34条の15

② 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等を行うことができる。

1 意見聴取の根拠

(1) 認可にかかる意見聴取

児童福祉法第34条の15第4項に、次のとおり規定されています。

これを受けて、本市では「袖ヶ浦市家庭的保育事業等の認可の手続に関する規則」を制定しているところであり、本会議において意見を伺うものです。

■児童福祉法

第34条の15

④ 市町村長は、第2項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

■袖ヶ浦市家庭的保育事業等の認可の手続に関する規則

第3条

市長は、家庭的保育事業等の認可をしようとするときは、あらかじめ袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議の意見を聴かなければならない。

(2) 利用定員の設定に係る意見聴取

子ども・子育て支援法第43条第3項に、次のとおり規定されていることから、本会議において意見を伺うものです。

■子ども・子育て支援法

第43条第3項

市町村長は、第1項の規定により特定地域型保育事業（特定地域型保育事業を行う事業をいう。以下同じ。）の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

2 認可予定の小規模保育事業の概要

施設名	みどりの風保育園
事業類型	A型
運営主体	社会福祉法人
所在地	袖ヶ浦市蔵波
教育・保育提供区域	長浦地区
開園予定日	平成28年1月4日
開所時間	平日：午前7時30分～午後7時 土曜日：午前7時30分～午後7時
定員	19人（0歳：5人 1歳：7人 2歳：7人）
保育室等	63.9㎡ 【必要面積（①+②）：53.46㎡】 3.3㎡×12人＝39.6㎡ ① 1.98㎡×7人＝13.86㎡ ②
屋外遊戯場	敷地内（800㎡）
給食	自園調理
連携施設	長浦保育園 ほか
備考	新規設置（計画内）

上記事業について、「袖ヶ浦市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」に照らし合わせて審査したところ、基準に適合していることを確認しました。

3 袖ヶ浦市子ども・子育て支援事業計画におけるニーズ量の見込みと需要を満たすための確保方策との比較（3号認定）

※認可予定の小規模事業所が設置される長浦地区についてのみ記載

◆平成27年度

		保育認定を受けた満3歳未満子ども（3号認定）		既存施設により確保されている量（H27.11.1現在）		今回の認可により確保される量	
		0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳
ニーズ量の見込み		20人	255人				
確保方策	特定教育・保育施設	16人	139人	37人	112人		
	特定地域型保育事業	5人	12人			5人	14人
	計	21人	151人	37人	112人	5人	14人
		└──────────┘		└──────────┘		└──────────┘	
		172人		149人		19人	

平成27年度において、ニーズ量の見込みに対する確保方策の量（計画量）172人に対し、既存施設により確保されている量（供給量）は149人であることから、今回の認可により確保される量19人を足しても、ニーズ量の見込みに対する確保方策の量（計画量）以内となります。

（参考）11月1日現在における本市の入所待ち児童数（3号認定）

0歳	1～2歳	計
37人	34人	71人

4 小規模保育事業の認可について

- ①認可基準に照らし合わせて申請書類及び現地を確認、審査した結果、適合している。
- ②今回の事業を認可しても、まだ事業計画における確保量に満たない。
(3号認定ニーズ量に対する確保量 172人 > 認可後の確保量 168人)

以上のことから、今回申請のあった小規模保育事業については、認可することが妥当です。

5 利用定員の設定について

利用定員とは、子ども・子育て支援法に基づいて定め、給付費の単価水準を決めるものであり、教育・保育施設の設置に当たり認可された認可定員とは異なる性質を持ちます。

利用定員の設定方法について、国から次のとおり考え方が示されています。

- (1)施設・事業者からの申請に基づき、市町村が設定する。
- (2)認可定員に一致させることを基本とする。
- (3)施設・事業者との意思疎通を図り、その意向を考慮する。
- (4)当該施設・事業での最近における実利用人数の実績や今後の見込みなどを踏まえる。

以上のことを考慮して検討した結果、今回の確認に係る利用定員の設定に当たっては、認可定員を利用定員として定めることが妥当です。